



平成 29 年 3 月 14 日
大臣官房 技術調査課

低入札価格調査基準の運用の見直しについて

～適正な品質確保に向けて～

国土交通省が発注する工事及び調査・設計等の業務における低入札価格調査基準の運用を、平成 29 年度より以下の通り改定します。

これにより、公共事業の品質確保や賃金の適切な確保につながっていくと考えています。

【改定内容】

1. 工事の算定基準

- ・現場作業員の賃金等である労務費の算入率を、これまでの95%から100%に変更することとします。これにより直接工事費の算入率が0.95から0.97に変更されます。

2. 業務の算定基準

- ・本社従業員等の賃金等を最新のデータに基づき見直し以下の通り算入率を変更します。

(1) 測量

- ・諸経費の算入率を0.45から0.48に見直します。

(2) 土木コンサルタント

- ・一般管理費等の算入率を0.45から0.48に見直します。

※これらの基準は、平成29年4月1日より入札手続きを開始するものから適用します。

問い合わせ先

大臣官房技術調査課

代表TEL : 03-5253-8111

TEL : 03-5253-8221 FAX : 03-5253-1536

(担当) 工事

事業評価・保全企画官

ますや ゆうご

榎谷 有吾 (内線22353)

(担当) 業務

課長補佐

しろさわ みちまさ

城澤 道正 (内線22352)

低入札価格調査基準(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。
履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の運用の見直しについて

- ・ **H29年4月1日以降に入札公告**を行う工事を対象に、直接工事費のうち、労務費の算入率を現行の95%から100%に変更する。

現行

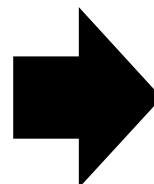
【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・ 直接工事費 × 0.95
- ・ 共通仮設費 × 0.90
- ・ 現場管理費 × 0.90
- ・ 一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08



H29.4.1～

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・ 直接工事費 × 0.97
 - （ 機械経費 0.95
 - 労務費 1.00**
 - 材料費 0.95 ）
- ・ 共通仮設費 × 0.90
- ・ 現場管理費 × 0.90
- ・ 一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08

低入札価格調査基準(業務)

低入札価格調査基準の運用の見直しについて

○H29年4月1日以降に入札公告を行う業務を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.45から0.48へ引き上げ。(土木コンサルタントの場合)

